



富労発基 0928 第 1 号
令和 3 年 9 月 28 日

関 係 各 位

富山労働局長



富山県最低賃金の改定に係る周知・広報について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、富山県最低賃金（地域別最低賃金）を**時間額 877円**（現行比+28円）に改定する旨決定しました。本改定は、**令和3年10月1日（金）**に発効します。

富山県最低賃金は、年齢や雇用形態（正社員、パート、アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されることから、事業者及び労働者はもとより、広く国民に周知を図る必要があります。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、**ポスター掲示、リーフレット配付並びに広報・機関誌及びホームページへの記事掲載等**により、改定最低賃金額の周知・広報に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同封のリーフレットは、富山労働局ウェブサイトからダウンロードすることができますので、必要に応じて御活用ください。

◆ 最低賃金に関する詳細につきましては、こちらをご確認ください。

富山労働局ウェブサイト（最低賃金・最低工賃）

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



最低賃金特設サイト（厚労省）

<https://pc.saiteichingin.info/>



☛ 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室（☎076-432-2735）又は県内の各労働基準監督署へ

【記事掲載例1】

富山県最低賃金が改定されました

時間額 877 円

発効日 令和 3 年 10 月 1 日（金）

この最低賃金は、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。
使用者も、労働者も、賃金が改定額以上となっているか確認しましょう。

【問合せ先】富山労働局賃金室（☎076-432-2735）又は富山県内の各労働基準監督署

【記事掲載例2】

富山県最低賃金の改定について

富山県最低賃金が令和三年
一〇月一日（金）に時間額八七
七円に改定されました。

この最低賃金は、富山県内の
事業場で働く全ての労働者に
適用されます。使用者も、労働
者も、賃金が改定額以上となっ
ているか確認しましょう。

【問合せ先】富山労働局賃金室
（☎〇七六・四三二・二七三五）又
は富山県内の各労働基準監督署

みんなチエツク！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

富山県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

877

28円
UP
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは富山労働局または最寄りの労働基準監督署へ
富山労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1) 確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円

4 上記 1, 2, 3 が
組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が
月給の場合

- ① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

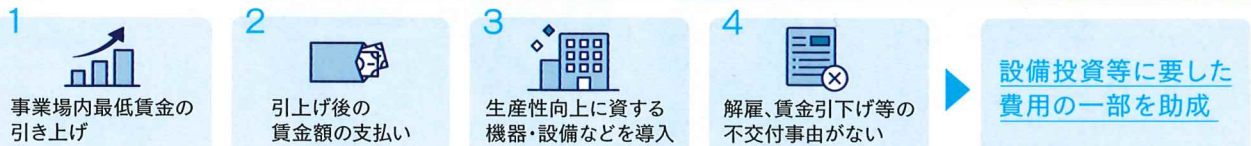
賃金上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の
動画も
あります。

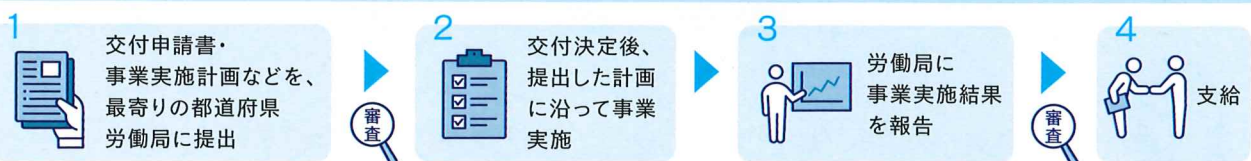


「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の
引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、
支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件



助成金
支給まで
の流れ



専門家による
無料相談を
実施

賃金上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。